

淡路市ひとり親家庭福祉制度の情報



詳細はホームページ
をご確認ください

●令和8年8月1日現在

ひとり親家庭の皆さんにより豊かな生活を送っていただくために、子育て支援や各種相談等様々な福祉施策を行っています。制度等については、変更される場合もありますので、詳細については各担当窓口にお問い合わせください。

制度の名称		要件 及び 内容	備考	窓口	参考資料
手当・年金	児童扶養手当	18歳に達した年度末まで（一定の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育するひとり親家庭の親等を対象に所得に応じて支給される手当です。	※所得制限等、受給には一定の要件があります。	子育て応援課	①
	児童手当	次代の社会を担う児童の健全な成長を目的に18歳に達した年度末までの児童を養育している方に支給される手当です。	※受給には一定の要件があります。	子育て応援課	②
	遺族基礎年金	国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。	※受給には一定の要件があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	福祉総務課	③
	遺族厚生年金	厚生年金保険に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた妻、夫、子、父母、孫、または祖父母の中で最も優先順位の高い方に支給されます。	※受給には一定の要件があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	年金事務所	④
税の控除	ひとり親・寡婦控除	ひとり親または寡婦世帯で一定の要件にあてはまる場合には、申告により、所得税・住民税の課税対象となる所得金額から一定額を差し引くことができます。	※詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	税務課	⑤
保育料等の減免・免除	保育料の軽減	ひとり親家庭で児童を扶養している者の世帯等の保育料が軽減となる場合があります。	※詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	子育て応援課	⑥
	学童保育利用料の減免	児童扶養手当受給者等に対して、学童利用児童の利用料の2分の1が減免されます。	※詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	社会教育課	⑦
	学童保育利用料軽減事業補助金	学童保育を利用する小学校1年生から3年生までの児童のうち、児童扶養手当の支給を受けている児童等に対して補助金を交付する。	※受給には一定の要件があります。	社会教育課	⑧
医療費の助成	母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子（18歳に達した年度末までの児童）、並びに遺児の医療費助成を行う（20歳未満の高校在学中の児童も可）。ただし、受給要件として、児童扶養手当が満額支給されている方、もしくは一部支給基準内で住民税非課税世帯かつ所得82万6500円以下の方。	※詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	福祉総務課	⑨
	乳幼児等・こども医療費助成事業	0歳児から18歳までの医療費助成を行う。医療費自己負担分を全額助成します。	※詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	福祉総務課	⑩
その他の施策・事業等	JR特定者用定期乗車券割引制度	児童扶養手当支給を受けている世帯を対象に、通勤定期乗車券（鉄道）が3割引きで購入できる制度です。	※JRバスは対象外	子育て応援課	⑪
	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦を対象に修学資金をはじめとした10種類の資金からなる貸付制度です。	※申請前に母子父子自立支援員に相談する必要があります。	子育て応援課	⑫
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が対象。指定の職業能力開発のための講座を受講する者に対して、教育訓練終了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。	※申請前に母子父子自立支援員に相談する必要があります。	子育て応援課	⑬
	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するために養成機関などで修業する場合、修業期間に訓練促進給付金、養成期間終了後に修了支援給付金が支給されます。	※申請前に母子父子自立支援員に相談する必要があります。	子育て応援課	⑭
	高等職業訓練促進資金貸付	ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の申請時に必要な入学準備金、資格取得後の就職準備金を貸付します。	※申請前に母子父子自立支援員に相談する必要があります。	子育て応援課	⑮
	淡路市婦人共励会	ひとり親家庭、寡婦の方の生活や福祉の向上を図る団体です。		子育て応援課	⑯
	就労相談	母子父子自立支援員による資格取得に関する相談をはじめ、就労支援員による求人情報誌の送付・ハローワークへの同行など就労に関する情報提供や支援を行います。		子育て応援課	⑰
	就学援助	学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童、生徒及び小学校、中学校入学予定者の保護者に対して、援助を行う制度です。	※所得制限等受給には一定の要件があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	各小・中学校 学校教育課	⑱
	特別相談	借金やもめごとなどで法律的な相談が必要な場合、母子父子自立支援員が相談を受けた後、県の母子専門相談員（弁護士）につなぎます。	毎月1回または2回の日程で行い、本庁でのオンライン相談になります。	子育て応援課	⑲
	こども家庭センター	妊娠・出産・子育てに関すること、子どもの養育や家庭の問題など、様々な悩みや心配ごとについて専門職員が対応します。	※保健師・社会福祉士・保育士、心理士等が必要に応じて相談をお受けします。	子育て応援課 こどもサポートセンターおむすび	⑳